

笠岡市自治基本条例

笠岡市条例第十一号

平成二十年三月二十四日議決
平成二十年三月二十五日公布

目次

前文

第一章 総則（第一条～第三

条）

第二章 基本原則（第四条）

第三章 市民の役割（第五条

～第七条）

第四章 市議会及び執行機関

の役割（第八条～第

十二条）

第五章 市政の運営（第十三

条～第十九条）

第六章 参加及び協働（第二

十条～第二十二条）

第七章 財政（第二十三条～

第二十六条）

第八章 住民投票（第二十七

条）

第九章 国、県、他の地方公

共団体等との関係

（第二十八条～第二

十九条）

第十章 その他（第三十条～

第三十一条）

附則

（前文）

笠岡市は、瀬戸内海に臨み、大小三十有余の多島美を誇る笠岡諸島、特別天然記念物カブトガニ繁殖地、夢と希望の大千拓地を有します。

また、交通の要衝として、活力に満ちたまち笠岡市の特性を活かし、魅力的なまちづくりに取り組んできました。

先人の築き上げた歴史、培ってきた文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、誰もが心豊かな生活を送れる地域社会を実現していく必要があります。

そのためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び執行機関は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、協力していかねばなりません。

そして、私たち市民が自ら考え、自らの責任のもと自ら行動することを自治の基本理念とし、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて努力していくことが必

要です。

ここに市民主体の自治の基本理念を共有し、笠岡市における最高規範としての笠岡市自治基本条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、笠岡市における自治の基本理念を明らかにし、自治の基本となる事項を定め、自治の担い手である私たち市民が、市議会及び市の執行機関と一体となつて、自治の実現を図ることを目的とする。

（最高規範性）

第二条 この条例は、市が定める最高規範であり、笠岡市における条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならぬ。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（一） 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、

若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。

（二） 市 住民、市議会、執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体という。

（三） 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（四） 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

（五） 地域コミュニティ 互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として、自主的に形成された集団をいう。

第二章 基本原則

（自治の基本原則）

第四条 市民、市議会及び執行機関は、自治の基本理念に基づき、自治の基本原則を次のとおり定める。

（一） 自主及び自立の原則 市民、市議会及び執行機関は、国及び岡山県との適切な役割分担のもと、自らの判断と責任において、自立した自治体として自治を推進することを原則とする。

（二） 人権尊重の原則 市民、市議会及び執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な自治の推進を原則とする。

（三） 参加及び協働の原則 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

（四） 情報共有の原則 市議会及び執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、市民とともに共有することを原則とする。

第三章 市民の役割

（市民の権利）

第五条 市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

二 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことにより

は、国及び岡山県との適切な役割分担のもと、自らの判断と責任において、自立した自治体として自治を推進することを原則とする。

は、国及び岡山県との適切な役割分担のもと、自らの判断と責任において、自立した自治体として自治を推進することを原則とする。